

日時：平成 28 年 8 月 2 日（火）午後 2 時～
場所：横須賀市消防局庁舎 4 階災害対策本部室

第 3 回 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 西地区漁港海岸整備計画（案）について
- (2) 答申について

3 そ の 他

4 閉 会

【配付資料】

■事前配付資料

会議次第

- 資料 1 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会委員名簿
- 資料 2 これまでのご意見と市の考え方
- 資料 3 西地区漁港海岸整備計画（案）について
- 資料 4 冊子「西地区漁港海岸整備計画（案）」
- 資料 5 答申（案）

■席上配付資料

- 第 3 回西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会 席次票

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属
1	新倉 繁	大楠連合町内会 会長
2	岩崎 健次	佐島町内会 運営委員
3	原 忠	長井連合町内会 会長
4	近山 通正	長井連合町内会 副会長
5	岡安 章夫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科 教授
6	桜井 慎一	日本大学理工学部海洋建築工学科 教授
7	林 浩志	(一財)漁港漁場漁村総合研究所 第1調査研究部次長
8	福本 憲治	大楠漁業協同組合 代表理事組合長
9	太田 議	長井町漁業協同組合 代表理事組合長
10	田宮 祐一	神奈川県横須賀土木事務所 工務部河川砂防課長

(平成28年8月1日現在)

■これまでのご意見と市の考え方

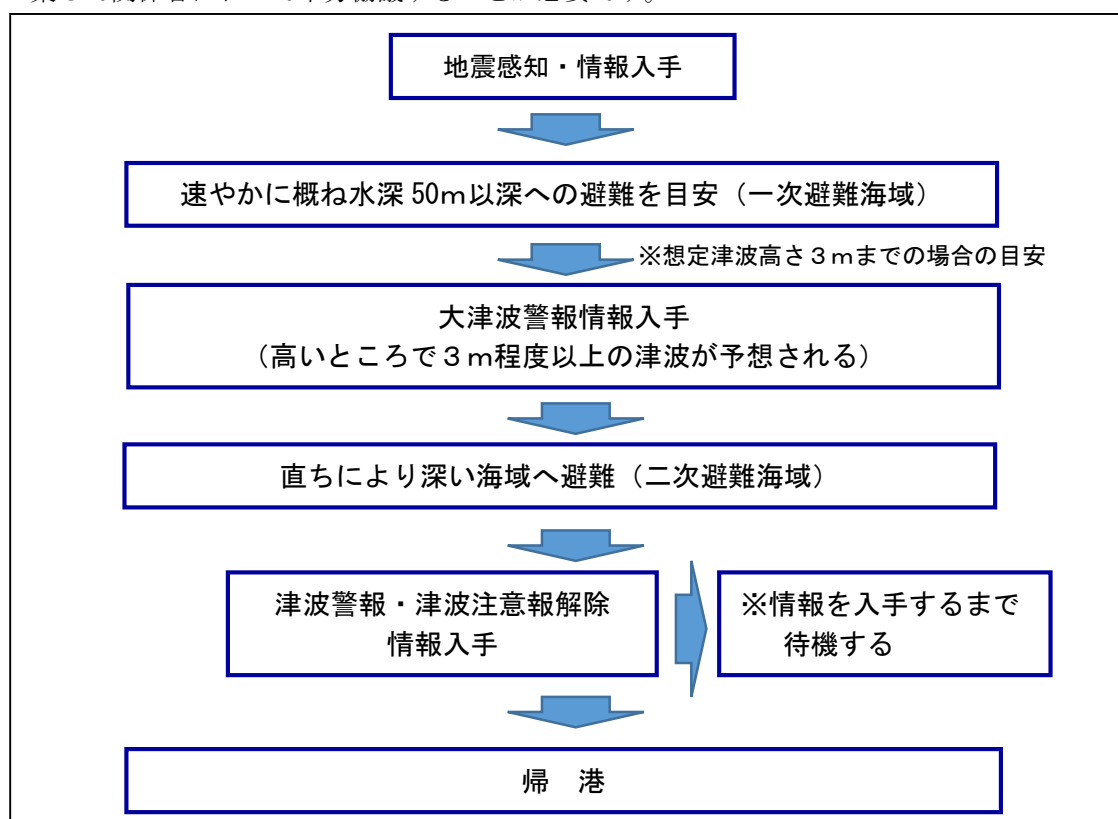
No.	ご意見の主旨	市の考え方（対応）
現地状況について		
1	過去 40 年間で潮位はどのくらい上昇しているのか。また、台風時はどのくらい潮位が上昇するのか。	近年、潮位は上昇していると思われませんが、潮位の調査結果等がないため、潮位上昇の明確な数値はわかりません。
2	長者ヶ崎から久留和にかけて海岸線に砂利を入れているが、今回の計画との関係はあるのか。	長者ヶ崎から久留和にかけての養浜は神奈川県が実施したもので、一般的には海岸侵食や高潮対策の防護方法とされていますが、津波への直接的な対策にはならないと考えています。
3	台風時に長井の荒井や漆山の生活道路に漂流物が散乱し、富浦公園付近では石が打ち上げられ、バスの運行に支障が出ている。	整備対象箇所の抽出や整備優先度の検討にあたり、これまでの高潮被害の有無についても考慮し検討します。
整備方針について		
4	今回の整備計画では L 2 津波（数千年に 1 回程度発生する津波）は対象にしないのか。	ハード整備については、L 1 津波（数十年から百数十年に 1 回程度発生する頻度の高い津波）が対象であり、L 2 津波に対しては避難を軸としたソフト対策が基本となります。
5	相模灘沿岸海岸保全基本計画では「基本的に L 1 津波に対してはハード対策」としている、今回検討する対策は全てハード対策で行うのか。	基本はハード整備になりますが、地域の特性などから、ハード整備とソフト対策を組み合わせた対策も検討していきます。
対策方法について		
6	整備計画と併せて避難（避難路）の対策はどのように考えているか。普段の生活や避難などを盛り込んだ計画とするのが良いのではないか。	この整備計画は、海岸の整備計画のため、避難路についての詳細な検討は行いません。避難対策は「横須賀市地域防災計画」に基づき市民安全部を中心に実施しています。
7	津波と高潮では対策の考え方が少し違うと思う。考え方を分けることによって整備の方法も変わってくるのではないか。	今回の整備計画の検討では、津波と高潮の両方を対象としますが、その場所の特性を考慮しながら、整備や対策の考え方・工法を検討します。
8	入ってくる波と構造物への反射波が重なり合って他の場所で波が大きくなったり、構造物の切れ目からの波により漁船の転倒等が発生している。検討にあたっては、構造物を造った場合の海中の様子や潮の流れ（波）の変化についてシミュレーションを行ってほしい。	波の反射等についてのシミュレーション等については、事業実施に向けた具体的な計画策定段階において検討したいと考えています。

9	構造物を造ることで、道路から海が見えなくなるなどマイナス面もある。防護だけではなく景観なども十分考慮して、地域全体のバランスを考えてほしい。	ハード整備にあたっては、景観や利用などへの影響を整理するとともに、その場所の地区特性なども考慮しながら検討します。
10	津波来襲時に、船はどのような避難を行えばよいのか提示していただきたい。	水産庁作成の「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」に漁船の避難のあり方が記載されています。
11	避難した人が海の状況を確認したい時に海に近づけないことであるため、監視カメラの整備を早めに行ってほしい。	監視カメラ設置は対策の一つと考えますが、維持管理等の検討も必要なため、事業実施に向けた具体的な計画策定段階において検討したいと考えています。
12	河川のように対策が困難な場所を明確にしておいた方がよい。	河川についてはハード整備の際の課題を抽出し、留意事項として整理します。

※漁船等の避難の考え方について（参考）

「災害に強い漁業地域づくりガイドライン 平成 24 年 3 月（水産庁漁港漁場整備部）」では、漁船等の避難の基本的な考え方を以下のとおりとしています。

なお、この考え方は、漁船等が沖合などの海上にいる場合を対象としています。したがって、港内泊地や港口部など港周辺を航行中の場合は、避難海域までの移動時間と帰港及び係留作業に要する時間を比較検討し、陸上へ避難するか又は沖合へ避難するかを関係者で事前に協議しておく必要があります。また、避難海域についても、地理的条件など地域の実情を勘案して関係者において十分協議することが必要です。



漁港等の船舶の避難行動の基本的考え方のフロー

日時：平成28年(2016年) 8月2日(火)午後2時～
場所：横須賀市役所 消防局庁舎 災害対策本部室

西地区漁港海岸整備計画（案）について



横 須 賀 市 港 湾 部

目次

- 1 これまでの検討委員会の経緯について
- 2 計画の位置付けについて
- 3 西地区漁港海岸整備計画(案)について
- 4 計画書の構成について
- 5 今後の予定について
- 6 本日いただきたいご意見について

1 これまでの検討委員会の経緯について

【第1回検討委員会(平成27年7月27日)】

- (1) 議題: 西地区漁港海岸整備計画策定検討事業について
- (2) 海岸の現状、相模灘沿岸海岸保全基本計画の概要を説明
- (3) 当該計画策定の経緯と目的、計画の位置付け、検討項目(案)を説明
⇒ 計画策定に係る「整備方針」を決定



【第2回検討委員会(平成28年2月16日)】

- (1) 議題: 西地区漁港海岸整備計画(素案)について
 - (2) 主な検討項目(4項目)の考え方を説明
 - ① 整備対象地区の設定(地区のゾーニング)
 - ② 整備対象箇所抽出
 - ③ 対策工法の選定
 - ④ 整備優先度の検討
- ⇒ 検討項目の「考え方」を了承

※これまでの検討委員会でのご意見とその対応については、資料2参照

2 計画の位置付けについて

2-1 計画の位置付け

- ①相模灘沿岸海岸保全基本計画及び**横須賀市地域防災計画**を上位計画とし、漁港海岸整備の事業化へ向けた前段階の計画として位置付け
- ②西地区海岸全体を対象とした検討結果により、本市管理の漁港海岸の具体的な整備内容などを計画書に記載する予定
- ③海岸は一連であることから、他の海岸管理者(漁港海岸以外)との検討結果の共有とともに、整備に向けた調整を実施

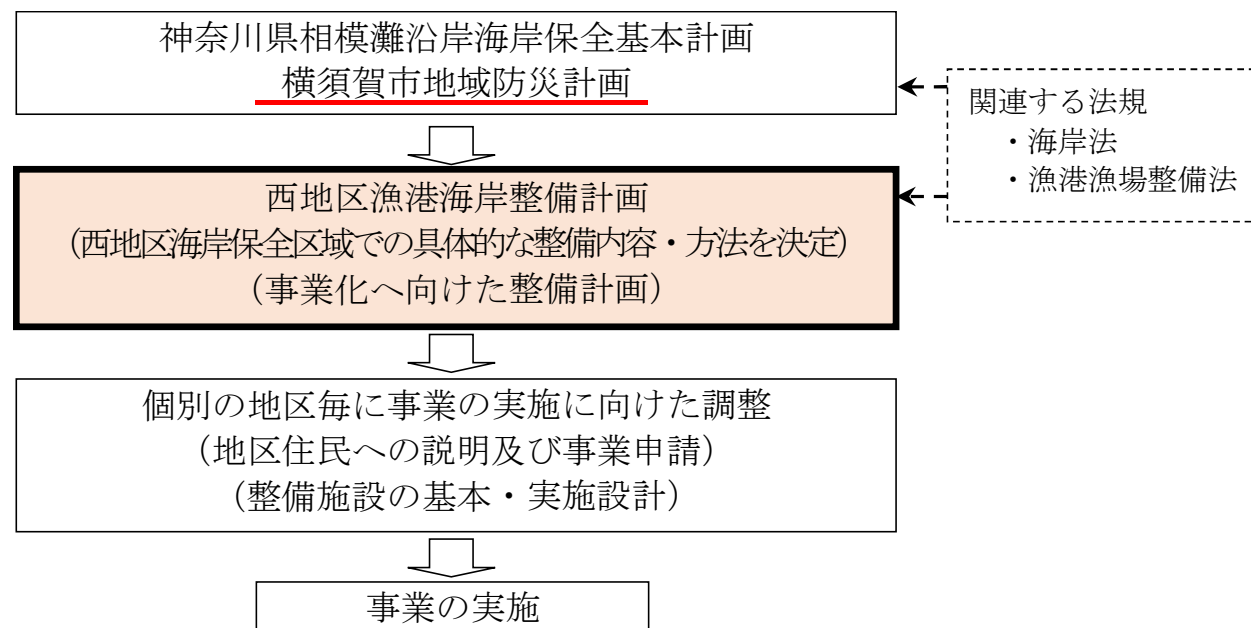
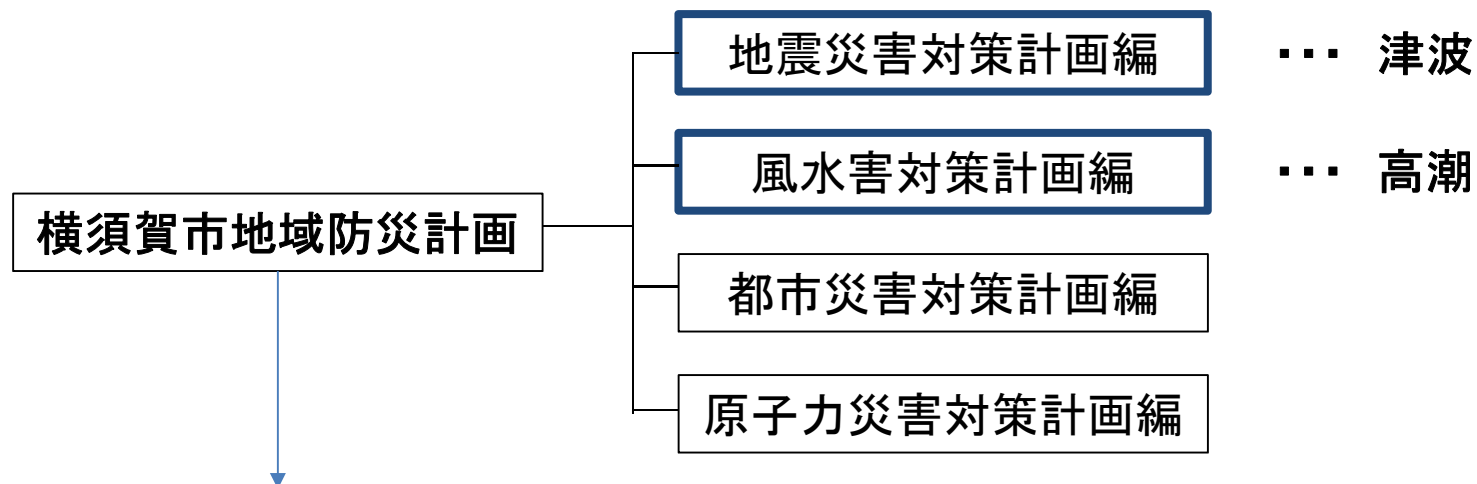


図1 事業実施までの流れ

2 計画の位置付けについて

2-2 横須賀市地域防災計画

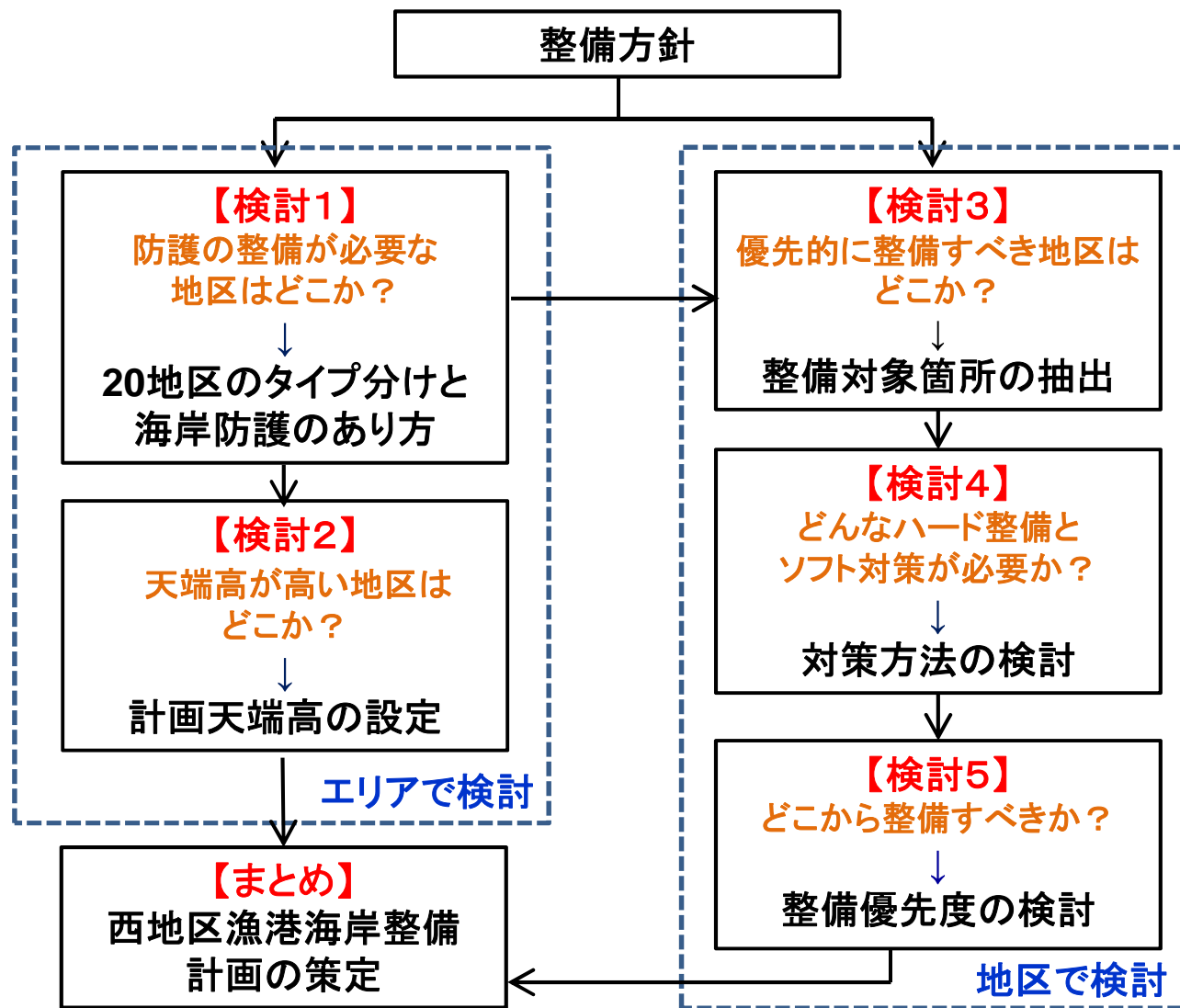


- (1) 避難対策を含む災害予防計画や災害応急対策計画、復旧・復興計画等をまとめた基本的かつ総合的な計画(市民安全部が中心となり災害対策を推進)
- (2) 「津波」は地震災害対策計画編、「高潮」は風水害対策計画編に関連
- (3) 相模灘沿岸海岸保全基本計画で定める防護すべき地域及び防護水準に基づき、海岸保全に努めることを規定

西地区漁港海岸整備計画は、
地域防災計画に位置付けている海岸保全施設の整備計画

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

3-1 検討のスキーム



地区	海岸の管理区分で設定した範囲 (A～Rの地区)
エリア	20の地区を地域特性 (防護・環境・利用)を踏まえて、「5つのタイプ」で区分 (タイプ I～V)

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

3-2 検討項目と検討内容・結果

計画の策定に当たって重要となる以下の検討項目について、
検討した内容とその結果を整理

【検討1】 20地区のタイプ分けと海岸防護のあり方について

【検討2】 計画天端高の設定について

【検討3】 整備対象箇所抽出について

【検討4】 対策方法について

【検討5】 整備優先度について

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

検討1 20地区のタイプ分けと海岸防護のあり方について

(1) 20地区のタイプ分けの考え方

20の各地区（A～R）の自然的・社会的特性（海岸防護・環境・利用の状況）などを踏まえ、「5つのタイプ」に区分し、**海岸防護のあり方（整備の方向性）を検討**



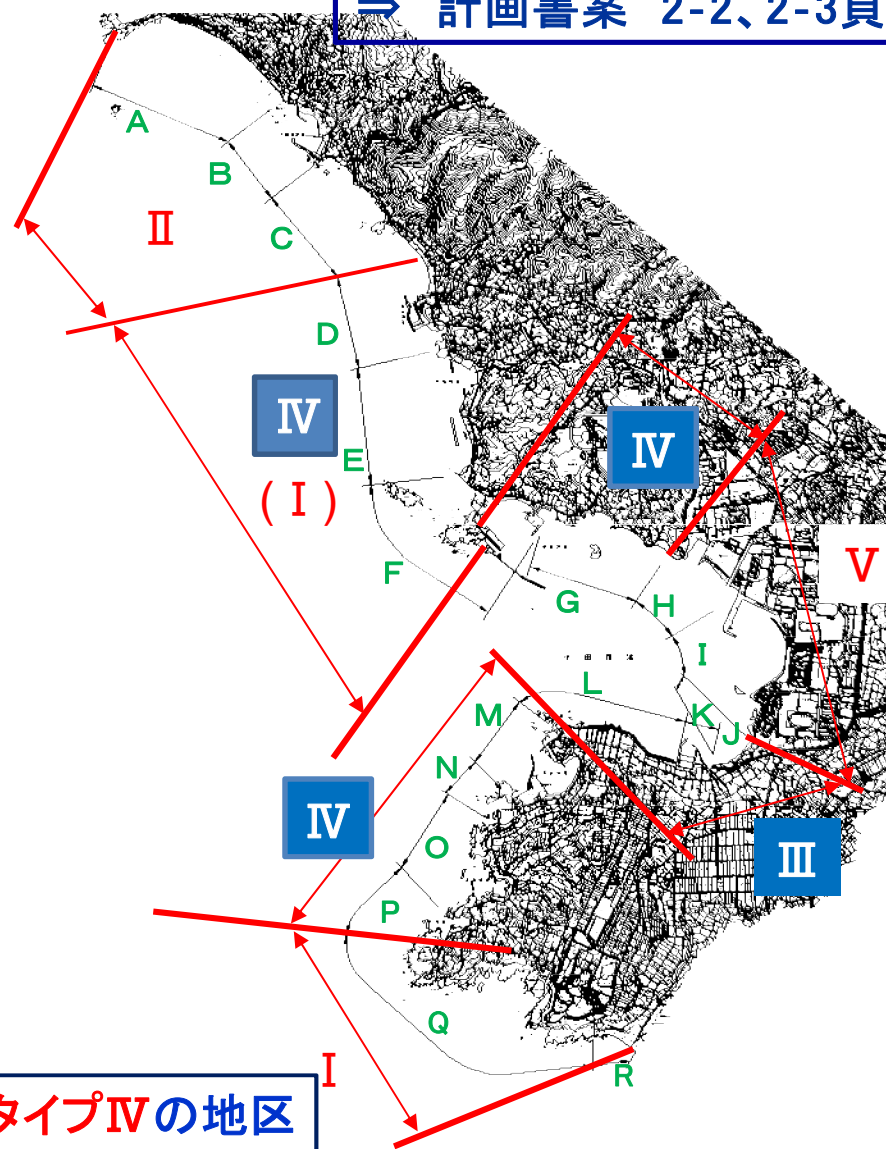
タイプⅠ	背後に居住地がなく、自然環境が豊かな海岸が存在する地区
タイプⅡ	背後に居住地があるが、現状の施設整備状況で概ね保全されている地区
タイプⅢ	背後に居住地があり、津波・高潮の被害を受ける可能性が高く、防護を主とした整備が必要な地区
タイプⅣ	背後に居住地があり、津波・高潮の被害を受ける可能性が高く、防護と利用に配慮した整備が必要な地区
タイプⅤ	背後に居住地がなく、海岸保全区域に指定されていない地区

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(2) 整備のタイプ分けの検討結果

地区	地区名	整備タイプ	エリア番号
A	横須賀海岸(秋谷・大崩浜田地区)	Ⅱ	1
B	久留和漁港海岸		
C	横須賀海岸(秋谷・海老田地区)		
D	秋谷漁港海岸	Ⅳ (Ⅰ)	2
E	佐島漁港海岸(芦名地区)		
F	佐島漁港海岸(本港地区)外洋側		
F	佐島漁港海岸(本港地区)内湾側	Ⅳ	3
G	佐島漁港海岸(谷戸芝地区)		
H	浄化センター	Ⅴ	4
I	自衛隊駐屯地		
J	横須賀海岸(長井地区)	Ⅲ	5
K	長井漁港海岸(井尻地区)		
L	横須賀海岸(長井地区)東側	Ⅳ	6
L	横須賀海岸(長井地区)西側		
M	長井漁港海岸(本港地区)	Ⅳ	6
N	長井漁港海岸(新宿地区)		
O	長井漁港海岸(漆山地区)		
P	長井漁港海岸(荒井地区)	Ⅲ	7
Q	一般公共海岸		
R	一般公共海岸		

→ 計画書案 2-2、2-3頁



《結論1》 整備の重点箇所はタイプⅢとタイプⅣの地区



3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(3) 将来的な海岸防護のあり方

⇒ 計画書案 2-4頁

【海岸防護の検討要素】

- ①海岸の地形状況
- ②海岸の利用状況(現在及び将来)
- ③住宅、その他の施設の配置状況
- ④海岸防護の必要性及び課題
- ⑤その他地区の特性など

①～⑤を考慮したタイプごとの将来的な海岸防護のための整備

タイプⅠ



環境を保全することとし、施設は整備しない。
【環境保全】

タイプⅡ



既存施設の点検を実施するなど、施設の維持のためのメンテナンス及び修繕を行っていく。
【点検・維持管理】

タイプⅢ



背後地を津波・高潮から防護するための施設整備していく。
【防護を主とした整備】

タイプⅣ



背後地を津波・高潮から防護するための施設を海岸の利用を考慮しながら整備していく。
【防護と利用に配慮した整備】

タイプⅤ



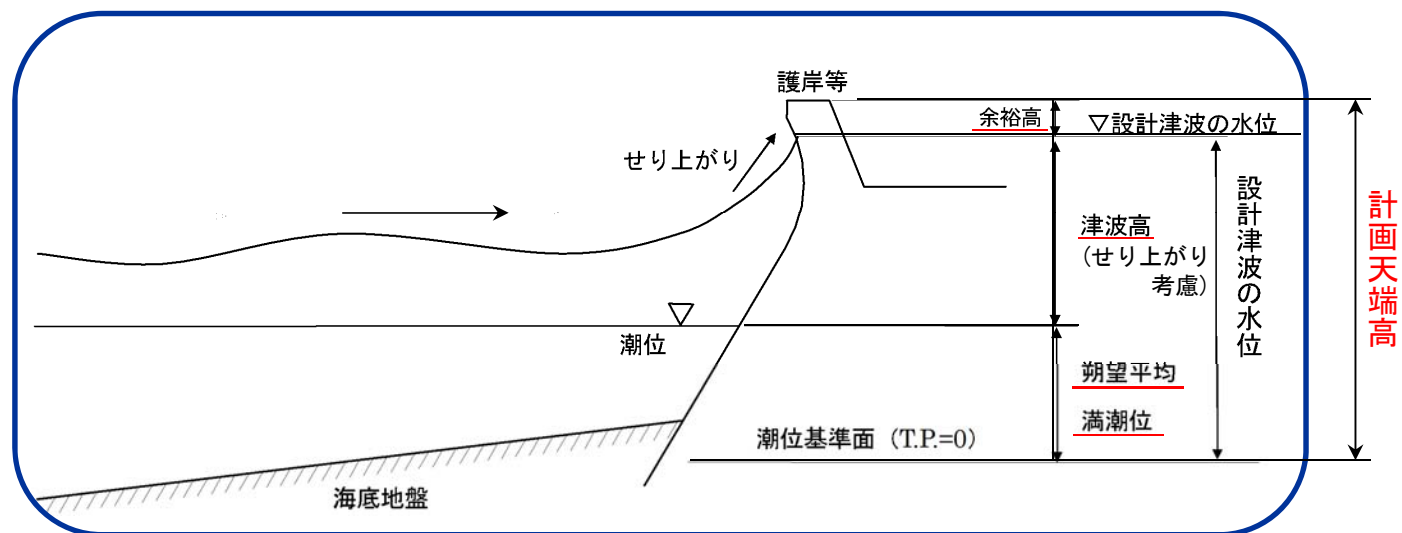
背後に居住地がなく、管理者独自の防護対策が必要な区域
【特殊な利用の海岸】

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

検討2 計画天端高の設定について

(1) 設定の考え方

- ①相模灘沿岸海岸保全基本計画では、高潮・津波の防護水準に基づき、**目指すべき計画天端高**を設定
- ②整備に当たっては、**海岸機能の多様性の配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性等を総合的に考慮**しつつ、海岸管理者が適切に定める旨の記載
- ③相模灘沿岸海岸保全基本計画の策定時に検討された津波高の推算結果により、**西地区海岸の計画天端高を各エリアごとに設定**



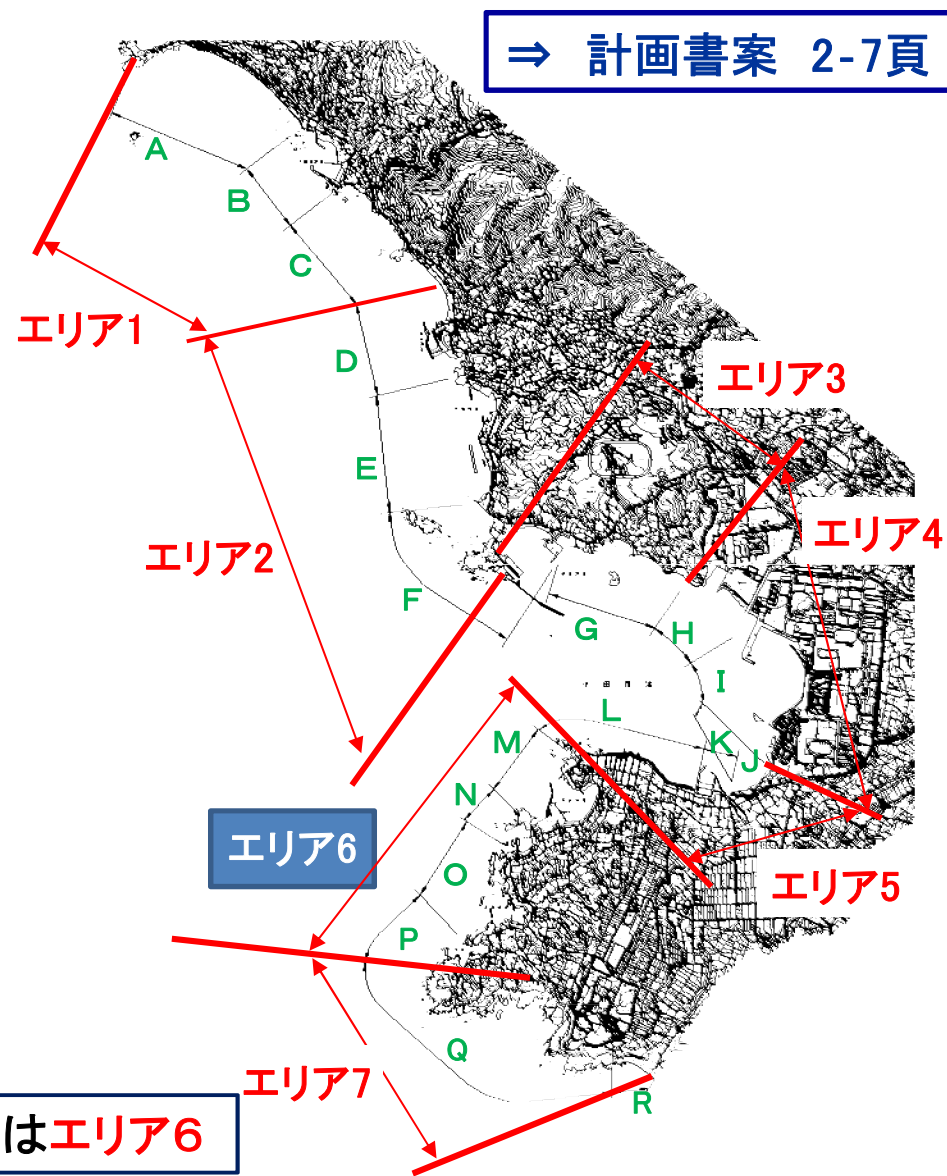
設計津波の水位による計画天端高(防護に必要な高さ)の設定方法の模式図

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(2) 計画天端高の検討結果

エリア	地区	整備地区名	計画天端高 (m)
エリア1	A	横須賀海岸 (秋谷・大崩浜田地区)	5.0
	B	久留和漁港海岸	
	C	横須賀海岸 (秋谷・海老田地区)	
エリア2	D	秋谷漁港海岸	4.5
	E	佐島漁港海岸 (芦名地区)	
	F	佐島漁港海岸 (本港地区) 外洋側	
エリア3	F	佐島漁港海岸 (本港地区) 内湾側	3.0
	G	佐島漁港海岸 (谷戸芝地区)	
エリア4	H	浄化センター	4.0
	I	自衛隊駐屯地	
エリア5	J	横須賀海岸 (長井地区)	4.0
	K	長井漁港海岸 (井尻地区)	
	L	横須賀海岸 (長井地区) 東側	
エリア6	L	横須賀海岸 (長井地区) 西側	6.0
	M	長井漁港海岸 (本港地区)	
	N	長井漁港海岸 (新宿地区)	
	O	長井漁港海岸 (漆山地区)	
エリア7	P	長井漁港海岸 (荒井地区)	-
	Q	一般公共海岸	
	R	一般公共海岸	

《結論2》 最も高い天端高が必要なのは**エリア6**



3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

検討3 整備対象箇所の抽出

⇒ 計画書案 3-2、3-3頁

(1) 抽出の考え方

以下の「4つの視点」から整備対象箇所を抽出

視点1: 必要天端高を確保されているか？

(「既設の護岸高」と「最大津波高及び最大高潮高」を比較)

⇒ **必要天端高が確保されていない箇所を抽出**

視点2: 高潮被害の状況はどうか？

⇒ **近年に高潮被害を受けている箇所を抽出**

視点3: 津波浸水予測の状況はどうか？

⇒ **L1津波(神奈川県西部地震)により浸水する箇所を抽出**

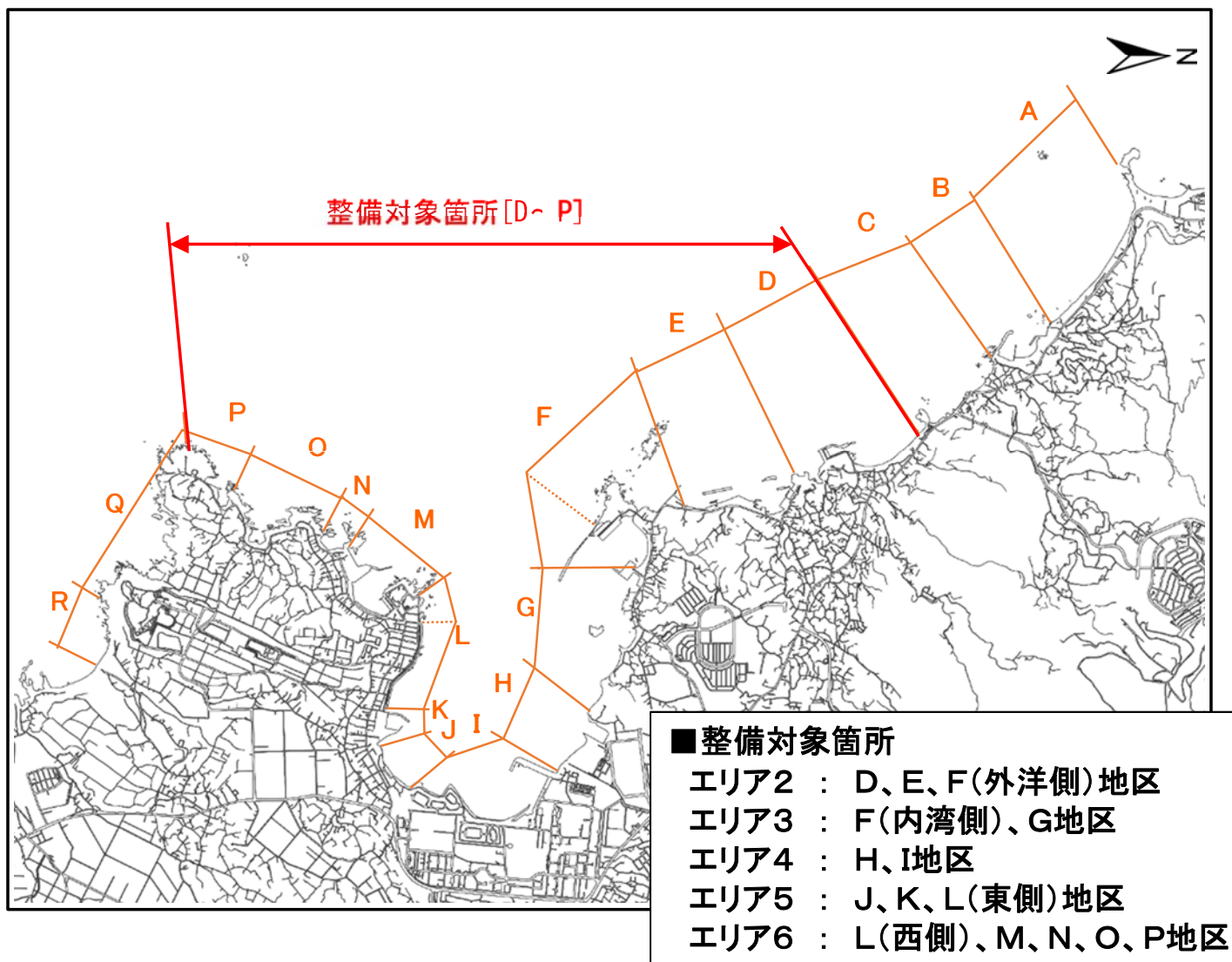
視点4: 背後地などの状況はどうか？

(背後地の利用状況など(住居や高台の有無など))

⇒ **浸水の可能性を想定し、今後の方針について整理**

検討の流れ

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について



3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(2) 整備対策箇所の抽出結果

①視点1: 現在の護岸の高さと最大の津波高・高潮高を比較し、必要な高さが確保されていない地区

ア 津波 ⇒ D、E、F、G、H、I、K、L、M、N、O、P

イ 高潮 ⇒ M、N、O、P

②視点2: 高潮被害を受けている地区

E、O、P

③視点3: L1津波のシミュレーションに基づき浸水する地区

D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P

④視点4: その他、海岸背後の状況を考慮して抽出(背後地に住宅が密集、浸水範囲が広い、船の漂流対策が必要など)

F、J、K、L、M、N



《結論3》 整備の必要性が高い ⇒ E、F、K、L、M、N、O、P の8地区

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

検討4 対策方法について

(1)ハード整備とソフト対策の整備例

ハード整備

- ① 堤防
- ② 護岸
- ③ 胸壁
- ④ 津波防波堤
- ⑤ 防潮水門、陸閘

ソフト対策

- ① 災害に対する啓発活動
 - ア 災害に対する教育
 - イ 避難訓練
 - ウ ハザードマップの作成など
- ② 注意看板や情報伝達施設の整備（監視カメラ含む）

(2)本市で実施している主なソフト対策

- ① 災害に対する啓発活動
 - ⇒ 自主防災組織等に対する防災講話や避難訓練の働きかけ等（市民安全部）
 - ⇒ ハザードマップの作成（市民安全部）
- ② 注意看板や情報伝達施設の整備（消防局、市民安全部）
- ③ 震災時避難所の指定（市民安全部）
- ③ 避難路の整備 ⇒ 避難路となりうる市道の補修や階段整備等（土木部）

横須賀市地域防災計画に準じ、各部局で対応を実施

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(3)ハード整備の主な事例

<p>堤防(横須賀市長井地区)</p> 	<p>護岸(横須賀市 富浦公園)</p> 	<p>胸壁(横須賀市 長井漁港[本港地区])</p> 
<p>胸壁と陸閘(横引式ゲート) (横須賀市長井漁港[井尻地区])</p>	<p>陸閘(自動倒立式ゲート) (商品名:ネオライズ)</p>	<p>アクセス階段 (横須賀市 佐島漁港海岸[芦名地区])</p>
		

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(4)ソフト対策の主な事例

避難路の整備	注意看板	ハザードマップ
		
監視カメラと情報伝達装置	漂流物防止柵 (商品名;津波キーパー)	津波避難タワー(和歌山県白浜町) (商品名;タスカルタワー)
		

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(5)ハード整備の対策方法の検討手順

⇒ 計画書案 3-18、3-20頁

【ハード整備を行う上での想定される課題の検討】

想定される以下の課題（7項目）について、各地区での状況を確認

- ①用地確保に対する課題の有無
- ②河川の有無
- ③民有護岸の有無
- ④アクセス性低下の有無
- ⑤海況変化の可能性の有無
- ⑥景観悪化の可能性の有無
- ⑦その他の課題の有無



【対策方法の選定】

課題の該当状況や整備タイプを考慮して対策方法を選定

《結論4》 ハード整備の課題がより少ない ⇒ K、L
ハード整備の課題が少ない ⇒ G、M、O、P

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(6) ソフト対策について

①啓発活動(教育、避難訓練、ハザードマップ)、②注意看板、情報伝達施設

- ア 啓発活動(教育)は、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン(水産庁)」などを参考に漁船等の避難の考え方について、漁業者へ周知することは可能
- イ 啓発活動(避難訓練)は、自主防災組織を中心に既に活動を実施
※震災時避難場所は、既に指定済み
- ウ 啓発活動(ハザードマップ)は、既に作成済みで啓発活動を実施
※見直し作業を実施中
- エ 注意看板、情報伝達施設(防災無線)は、既に整備を実施
- オ 監視カメラは、必要性や設置した際の管理・運営等の課題あり
※対象は、主要な漁港施設がある地区

(7) ソフト対策的な施設整備について

①津波避難タワー、②人工地盤、③漂流物防止柵、④避難路の整備

課題等としては、

- ア 津波避難タワーは、海岸の利用状況から現時点での整備は困難
- イ 人工地盤は、海岸の利用状況から現時点での整備は困難
- ウ 漂流物防止柵は、漁船等の係留が多い地区以外は劣勢
- エ 避難路の整備は、避難路となりうる市道の補修や階段整備等を実施

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

検討1 防護の整備が必要な地区はどこか？

⇒ 《結論1》 整備の重点箇所は、タイプⅢとタイプⅣの地区(D～P地区)

検討2 天端高が高い地区はどこか？

⇒ 《結論2》 最も高い天端高が必要なのは、エリア6(L、M、N、O、P)

検討3 優先的に整備すべき地区はどこか？

⇒ 《結論3》 整備の必要性が高い …… E、F、K、L、M、N、O、P

検討4 どんなハード整備とソフト対策が必要(可能)か？

⇒ 《結論4》 ハード整備の課題がより少ない …… K、L

ハード整備の課題が少ない …… G、M、O、P

⇒ ハード整備は胸壁(新設)と護岸(改良)が中心

また、アクセス性に配慮し、陸閘や階段の設置を検討

⇒ ソフト対策は、避難に対する啓発活動を中心に引き続き実施

監視カメラについては、設置した際の管理・運営等の課題あり

ソフト対策的な施設整備は、必要に応じて実施



【検討1～検討4の結論】

①津波高が高く、整備の必要性も高い地区は、長井漁港周辺

②ハード整備の課題が少ない地区は、小田和湾の南側に集中

③整備の必要性が高く、整備上の課題も少ない地区は、K、L、M、O、P

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

検討5 整備優先度について

(1) 現状を踏まえ検討する項目

(1) 現状を踏まえ検討する項目

- ①高潮被害(土地の条件、被害の程度)
- ②津波被害(土地の条件、被害の予測)
- ③避難(避難施設の有無)
- ④浸水域内の状況(住宅地、重要施設、主要道路、危険場所、二次被害の危険性)
- ⑤施設整備(用地の確保、施工難易度、協議先の有無)

(2) 上記項目の中での重み付け(重要性・緊急性)

- ア 重要性に関わる事項 ⇒ ②、④
 - 津波浸水想定による住宅の浸水
 - 津波浸水想定による最大浸水深
- イ 緊急性に関わる事項 ⇒ ①、③、⑤
 - 近隣の避難施設・場所の存在
 - 施設整備の施工性

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(2) 整備優先度の評価方法

- ①高潮被害に関する項目
土地の条件、被害の程度
- ②津波被害に関する項目
土地の条件、被害の予測
- ③避難に関する項目
避難施設の有無(高台の有無)
- ④浸水域内(L1津波)の
背後地の状況に関する項目
住宅地・重要施設・主要道路・
危険場所の有無、二次被害の危険性
- ⑤施設整備に関する項目
用地の確保、施工難易度、
協議先の有無 など

※各項目を点数化
※重要項目は重み付け

整備優先度を決定

重み付け項目

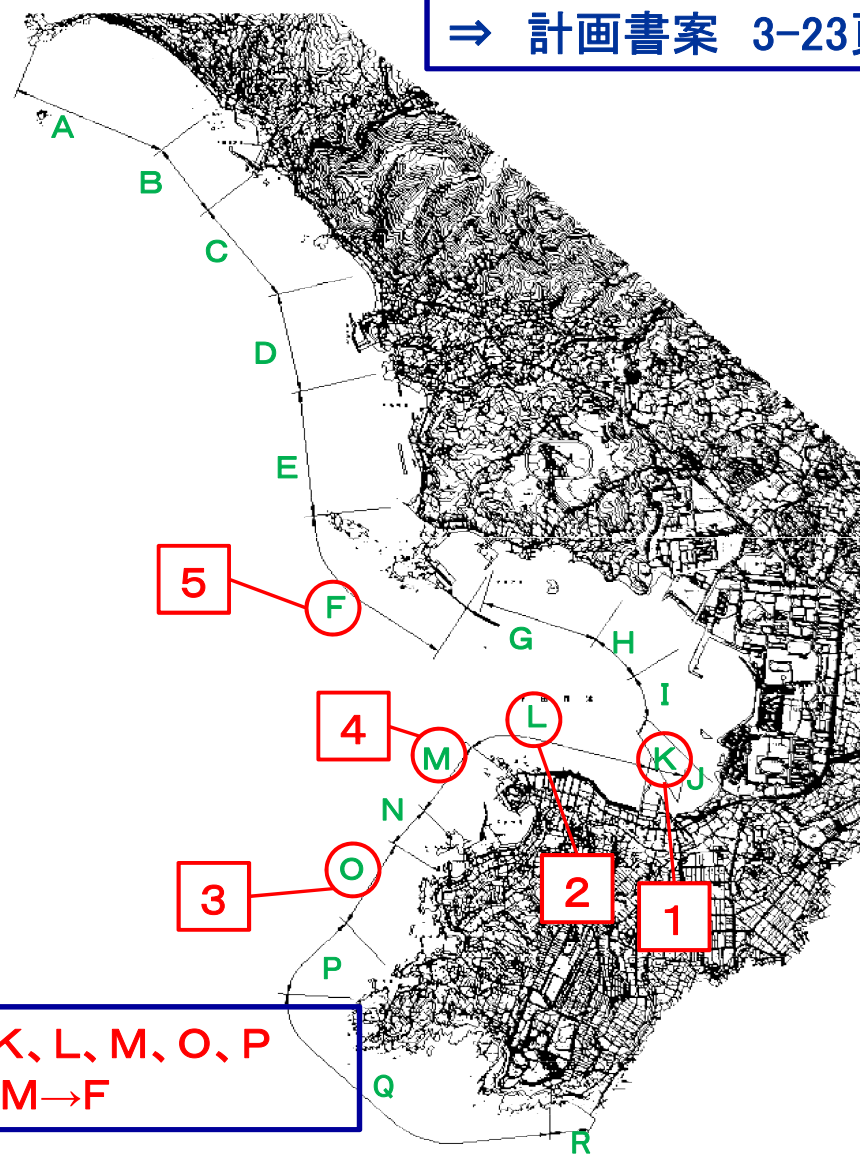
- | | |
|----------------|-------------|
| ●最大浸水の深さ | ●浸水域内の住宅数 |
| 0.3m未満 :0点 | 住宅なし :0点 |
| 0.3~1.0m未満 :3点 | 1~50戸 :1点 |
| 1.0m以上 :5点 | 51~100戸 :3点 |
| | 101戸以上 :5点 |
| ●近隣高台の有無 | ●施設整備の施工性 |
| 高台あり :0点 | 用地の確保、協議等の |
| 高台なし :5点 | 調整の有無等を考慮 |

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(3) 整備優先度の検討結果

地区	整備地区名	優先順位
A	横須賀海岸(秋谷・大崩浜田地区)	18
B	久留和漁港海岸	14
C	横須賀海岸(秋谷・海老田地区)	16
D	秋谷漁港海岸	13
E	佐島漁港海岸(芦名地区)	8
F	佐島漁港海岸(本港地区)	5
G	佐島漁港海岸(谷戸芝地区)	10
H	浄化センター	9
I	自衛隊駐屯地	11
J	横須賀海岸(長井地区)	7
K	長井漁港海岸(井尻地区)	1
L	横須賀海岸(長井地区)	2
M	長井漁港海岸(本港地区)	4
N	長井漁港海岸(新宿地区)	6
O	長井漁港海岸(漆山地区)	3
P	長井漁港海岸(荒井地区)	12
Q	一般公共海岸	17
R	一般公共海岸	15

⇒ 計画書案 3-23頁



《結論》 ハード整備の必要性が高い地区は、K、L、M、O、P
優先順位(上位5位)は、K→L→O→M→F

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

まとめ 整備に関する基本方針と今後の整備に向けた留意事項

(1) 西地区漁港海岸の整備に関する基本方針

- ① 整備においては、西地区全体及び個別箇所の課題等を十分に把握・検討し、実情に合わせた整備を行う。
- ② 今後、本計画に基づき具体的整備を行う際には、実施計画を策定し、以下の事項に十分留意することとする。
⇒ (2) 今後の整備に向けた留意事項
- ③ 当該計画における整備優先度に基づき、整備可能な箇所から順次整備（ハード整備）を行うとともに、減災に向けた取り組み（ソフト対策）を進める。
- ④ 上位計画である「相模灘沿岸海岸保全基本計画」及び「横須賀市地域防災計画」の見直し等があった場合には、これらの内容との整合を図りながら、必要に応じて本整備計画も見直しを行う。
- ⑤ 整備のための予算確保（補助等）に努める。

3 西地区漁港海岸整備計画（案）について

(2) 今後の整備に向けた留意事項

- i) 整備に当たっては、地区住民への説明など事業の実施に向けた十分な調整が必要
- ii) 漁港背後に胸壁等を整備する場合、漁港施設による多重防護の考え方により、整備天端高の低減についての検討が必要
- iii) 河川からの浸水に対する防護は、現地状況や予想される浸水規模、対策方法等について十分な検討・調整を行い、事業を進めることが必要
- iv) 民有の護岸や用地を対象とした整備は、実施が非常に困難となるため、対策方法や施設の設置位置等について十分に検討を行い、慎重な判断が必要
- v) L2津波（最大クラスの津波）に対しては、基本的には避難を軸としたソフト対策としているが、今後の整備に当たっては、L2津波に対する観点をできるだけ取り入れていくことが必要（粘り強い構造の検討）

4 計画書の構成について

まえがき

- ・目的、計画の位置付けなど・・

第1章 整備計画に関する基本的事項

- (1) 西地区海岸の概要
- (2) 西地区海岸の現況(自然的・社会的特性、海岸災害の現況など・・)

第2章 整備に関する基本的な考え方

- (1) 整備方針
- (2) 地区のタイプ分けと海岸防護のあり方
- (3) 計画天端高の設定

第3章 海岸保全施設の整備に関する事項

- (1) 整備対象箇所の抽出
- (2) 対策方法の検討(対策方法の選定、整備施設の概略検討など・・)
- (3) 整備優先度の検討

第4章 検討結果と整備に関する基本方針

- (1) 検討結果のまとめ
- (2) 整備に関する基本方針と留意事項について
- (3) 対象地区毎の整備計画(個票)

資料編

- ・委員会資料など・・

5 今後の予定について

5-1 これまでの検討委員会開催経過と内容

- (1)平成27年 7月: 諮問、計画策定の趣旨説明など
- (2)平成28年 2月: 計画素案についてのご意見
- (3)平成28年 8月: 計画案についてのご意見

5-2 今後の検討委員会開催予定と内容

- (1)平成28年12月: 計画最終案についてのご意見、答申

6 本日いただきたいご意見

西地区漁港海岸整備計画(案)について

- (1) 各種の検討結果について
- (2) 計画書の構成について



【事務局】 横須賀市 港湾部 港湾企画課 漁港計画係
TEL 046-822-8438 FAX 046-826-3210
E-mail : pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

(案)

平成 28 年 (2016 年) ●月●日

横須賀市長 吉 田 雄 人 様

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会
委 員 長 桜 井 慎 一

西地区漁港海岸整備計画の策定について (答申)

当委員会では、平成 27 年 7 月 27 日付横港企第 24 号により諮問のありました「西地区漁港海岸整備計画の策定」について、平成 27 年 7 月から 4 回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、当委員会として別添のとおり答申いたします。